

阿蘇市告示第66号

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年7月7日

阿蘇市長 佐藤 義興

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の収束後における団体旅行の受入れを視野に入れ、安心・安全な環境づくりの徹底を図ることを目的とした緊急措置として、市内で団体旅行を受け入れる観光施設等を対象に感染症対策を講じるための環境整備に係る費用の一部を予算の範囲内で交付する補助金に対し、阿蘇市補助金等交付規則（平成17年阿蘇市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、新型コロナウイルス感染症とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、阿蘇市内において営業を行い、かつ、店舗などの事業所を有し、概ね50人以上の団体旅行を受け入れることのできる観光施設、アクティビティ等実践団体、レストランなどの事業を行う者とする。ただし、次に該当する場合は対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (2) 阿蘇市暴力団排除条例（平成23年阿蘇市条例第14号）第2条第1号及び第2号に該当する者
- (3) 公共施設など委託を受けて営業を行う者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、感染症対策を講じるために要する費用とし、補助金の額は1施設（団体）当たり、補助対象経費の4分の3以内とし、その補助上限額は30万円とする。なお、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第 6 条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により補助対象者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、前条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 交付決定を受けた補助対象者は、事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）
- (2) 補助対象事業の収支計算書及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業の実施内容が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条による実績報告の提出があったときは、その内容を現地確認のうえ審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第 10 条 前条の交付確定通知を受けた補助対象者は、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金請求書（様式第 7 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求書の提出があったときは、その日か

ら起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 補助金の交付を受けた補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(財産の管理等)

第 12 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分制限)

第 13 条 取得財産等の処分制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年法律第 179 号）で定める期間とする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金を受けたいので、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、補助金に係る各種法令及び交付要綱の定めるところに従うことを承知のうえ、申請します。

記

1. 施設(団体) 名称 _____

2. 施設(団体) 属性 ①観光施設等 ②アクティビティ等 ③レストラン等

3. 電 話 番 号 _____

4. F A X 番 号 _____

5. メールアドレス _____

補助事業計画書

1. 補助事業で実施する取組みの内容

--

2. 事業経費

項目	金額	導入年月日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合 計	円	(a)補助対象経費

3. 補助対象経費及び補助金交付申請額

1. 補助対象経費	円	(a)
2. 上記経費の $3/4$ (a) $\times 0.75$	円	(b)千円未満切り捨て
3. 補助上限額	300,000 円	(c)
4. 補助金交付申請額	円	(b)と(c)の低い金額
5. 補助事業完了予定日	令和 年 月 日	

様式第 2 号（第 6 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

阿蘇市長 印

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金について、下記のとおり決定（却下）しましたので、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円

2. 却下の理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、阿蘇市長に対して審査請求をすることができます。

様式第3号（第7条関係）

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定された阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更（中止）の理由

2. 変更の内容

3. 事業経費

(1) 変更前

項目	金額	導入年月日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合 計	円	(a)補助対象経費

(2) 変更後

項目	金額	導入年月日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合 計	円	(a)補助対象経費

4. 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 変更前

1. 補助対象経費	円	(a)
2. 上記経費の 3 / 4 (a)×0.75	円	(b)千円未満切り捨て
3. 補助上限額	300,000 円	(c)
4. 補助金交付申請額	円	(b)と(c)の低い金額
5. 補助事業完了予定日	令和 年 月 日	

(2) 変更後

1. 補助対象経費	円	(a)
2. 上記経費の 3 / 4 (a)×0.75	円	(b)千円未満切り捨て
3. 補助上限額	300,000 円	(c)
3. 補助金交付申請額	円	(b)と(c)の低い金額
4. 補助事業完了予定日	令和 年 月 日	

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

阿蘇市長 印

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金変更（中止）承認
（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金の変更（中止）について、下記のとおり承認（不承認）しましたので、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 変更内容

2. 承認（不承認）の理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、阿蘇市長に対して審査請求をすることができます。

様式第 5 号（第 8 条関係）

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定された阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業が完了したので、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1. 実施した補助対象事業の実績

(1) 補助対象事業の内容

(2) 重点的に実施した事項

(3) 補助対象事業による効果

2. 添付書類

(1) 補助対象事業の収支計算書及び領収書の写し

(2) 補助対象事業の実施内容が分かる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

様

阿蘇市長 印

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金について、次のとおり交付を確定したので、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1. 補助金確定額 金 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金請求書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のありました阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金の交付を受けたいので、阿蘇市団体旅行感染症対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 金 _____ 円

2. 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3. 添付書類

(1) その他市長が必要と認める書類